
性別による差別などに 関する相談窓口

仙台市では、男女平等のまちの実現に向けて「仙台市男女共同参画推進条例」を定めています。この条例に基づき、「性別による差別などに関する相談窓口」では申出を受け付けます。

申出の例

- ▶仙台市内でボランティア活動中にセクハラを受けた
- ▶多くの人が集まる施設に父親がおむつ替えできる設備がない
など

【問合せ先】 TEL (022) 268-8043

9:00～17:00（日・祝日・休館日を除く）

仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 相談支援課

性別は問いません ● 相談無料 ● 秘密は厳守します

仙台市・（公財）せんだい男女共同参画財団



「性別による差別などに関する相談」は以下の2つに関する
申出ができます

①性別による差別的取扱いなどによる人権侵害に関する相談

弁護士や学識経験者などの専門相談員が対応し、問題の解決や改善を目指します。
申出内容が裁判、又は判決により確定しているものや係争中のもの、当該人権侵害が
あった日から1年が経過した日以降の申出など、内容によっては対象外となる場合も
ありますので、仙台市ホームページでご確認ください。



《これまでに申出によって改善した事例》

申出内容

ボランティア活動メンバーから、
セクシュアル・ハラスメント被害
を受けたので、組織として再発防
止に向けた取り組みを行って欲しい。



改善方法

専門相談員が関係者に聞き取り
調査を行い、仙台市長が団体等
に対してセクシュアル・ハラス
メントに関する研修の実施や、
相談窓口の設置など、具体的な
取り組みを求めました。

※勤務先（企業）での性別による差別など、雇用関係にある組織の中で起こったトラブルに
関する申出窓口は労働基準監督署へ。

②男女共同参画の推進に関する市の施策についての苦情

必要に応じて仙台市男女共同参画推進審議会の意見を聴き、具体的な改善策を講じます。

《これまでに申出によって改善した事例》

申出内容

公共機関の掲示物に「姑の介護」
という表現があった。一般に、姑
という言葉は嫁に対して使用され
るものであり、「介護は嫁の仕事」
という意識の植えつけになるので
表現を変えて欲しい。



改善方法

「姑」から「親」へと、表記を
改めました。



対象は？

仙台市内にお住まいの市民、仙台市内の事業者、仙台市内に通勤・通学している方は
どなたでも、性別を問わず申出ができます。



申出の流れ

性別による差別などに関する相談

①性別による差別的
取扱いなどによる人
権侵害に関する相談

②男女共同参画の
推進に関する市の
施策についての苦情

①または②に関する
申出書の提出

①必要に応じて
専門相談員が面談などを行い、関係者
へ調査及び改善要求などを行います

②必要に応じて
仙台市男女共同参画推進審議会の
意見を聴き、適切な措置を講じます

問題解決

内容によっては関係機関をご紹介するなど幅広い情報提供を行って、問題解決に向けた支援を行います。



申出の方法は？

裏面の「仙台市男女共同参画推進条例に基づく相談・苦情申出書」に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送または直接ご持参ください。（申出書はコピー可）
郵送の場合は、内容を確認するため、後日来館などをお願いすることがあります。

〒980-6128 仙台市青葉区中央 1-3-1 アエル 29 F
エル・ソーラ仙台 相談支援課「性別による差別などに関する相談窓口」宛

